

# おもてなし

## 商工会議所ってどんなところ？

地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体です。

商工会議所は、大企業も中小企業も、みんな力を合わせて、都市を住みよく、働きやすいところにしようという念願のもとに活動しています。

## 宮津商工会議所ってこんな活動をしています

### ◆あなたの意見を世論に反映

一人一人の意見は小さくとも、あなたの意見は商工会議所の意見となり、さらには日本商工会議所の意見とすることもでき、国会や行政庁等を動かすことも可能です。

### ◆講習会・各種検定試験の開催

各種検定試験は、働く人たちの資質・技能の向上に資するとともに各職域での事務能率の向上と企業経営の合理化に貢献するなど社会的にも高い評価を受けております。簿記検定試験をはじめ平成15年度から実施している福祉住環境コーディネーター検定試験など多くの方が受験されています。

また、学会や業界の権威者を招いて、政治・経済の情勢、法律、労務、品質管理などの講演・講習会を開いています。

### ◆商業活性化・まちづくり事業への支援

中心市街地が更に発展し、活力ある商業地になるよう、近隣商工会・関係団体などと連携を取りながら情報収集するなどの支援はもちろんのこと、由良地区・文珠地区・府中地区についても、まちづくり事業に対して支援しています。

### ◆天橋立世界遺産登録に向けた取り組み

日本三景天橋立を世界の宝として確実に未来に継承し守っていくため、世界遺産登録に向けた取り組みを行政、市民と一緒に進めています。

### ◆産業ビジョンへの取り組み

地域商工業の活性化に繋がるような取り組みとして、宮津天橋立ブランドの認定推奨並びに『まちなか観光』を進めるため、まちなか案内人をはじめとする人材の育成及びマップの作成等産業ビジョンの推進に取り組んでいます。

## 商工会議所が行っているいろいろな相談

あなたのお店・工場の経営全般について、当所窓口にて、また、企業を巡回してご相談に応じます。

**経営相談** 生産、販売についての相談や専門家による店舗診断、工場診断などを行っています。

**金融相談** 資金計画の相談や国、府、市などの低利で安心な制度融資のあっせんを行っています。

**税務・経理相談** 記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づく経営を推進していただけるように記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。

**労務相談** 従業員の賃金・退職金・労働保険・社会保険などの労務関係のことについて知りたいとき、適切なアドバイスをいたします。

**各種共済** 中小企業の経営と生活安定のために、各種共済制度を設けています。

**取引相談** 販売先や仕入先を拡張したり、下請けのあっせんを受けたいときなどにご利用ください。

## 宮津商工会議所は会員を募集しています

宮津商工会議所は昭和30年に設立され、現在約800名の事業所の方にご加入いただき、加入いただいた会員の皆様により運営されております。

当所では、経営支援員を配置し、税務相談をはじめ、社会保険・雇用保険・労働保険などの相談及びその他経営に関するあらゆる相談に無料で応じている他、講習会・講演会など幅広く計画・実施し、中小企業の『指導団体』として豊かな地域づくりと商工業の発展を図るために様々な事業活動を行っています。

また、地域の『総合経済団体』として、地域経済の活性化及び環境問題にも積極的に取り組んでおります。

以前の会員は商工業者が中心でしたが、現在では商工会議所の定款の改正により、医療・介護・教育・神社仏閣の団体の方々にも会員に加わっていただけるようになっております。

当所では、常時新入会員を募集しておりますので、この機会にぜひご入会くださいますようご案内いたします。

また、会員事業所の方で、お知り合いの事業所でまだ商工会議所にご加入いただいてない事業所がございましたら、事務局までご連絡いただければ幸いです。

【入会・紹介のご連絡は】

宮津商工会議所 ☎0772-22-5131 まで

## 大手川河川改修事業に伴う魅力的な市街地づくりの取り組みに 国土交通大臣から表彰を受ける！

1月31日（月）国土交通大臣から「宮津城の城壁復元に取組む会」と「宮津市」が共同で「手づくり郷土賞（一般部門）」を受賞しました。全国から22件の授賞があり、その内の1件が今回の取り組みで、価値評価の高い賞と考えております。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設された制度で、地域固有の自然や歴史、文化や地場産業等を貴重な資源として再認識し、積極的に利活用した団体等に贈られる賞です。

今回の受賞は、幼稚園児、小学生、高校生を始めとする市民の方々や観光、文化団体等々各方面からの参加と協力があったからのものと考えております。

今回の受賞に当たっての取り組みの一部を改めて紹介させていただきますと、大手川改修に当たってのワークショップの開催、まちづくり基金の募集活動、城壁復元と太鼓門の移設に伴う起工式と完成記念式典の開催、道路の植栽スペースへの桜とツツジの植栽やベンチの設置、大手川ふれあい広場における幼稚園児の七夕飾り、ふれあいコンサートの開催、さらに、城壁の復元と太鼓門の移設の完成を記念したイベント「宮津キャッスルハッスル」の開催によるダンボール舟レースの復活と道路の愛称募集による「しらかべのみち」の命名式、クリーンアップ大作戦の実施等々の活動がなされてきました。

大手川河畔は、市民の新たな交流・再生の場、そしてシンボルとして魅力的な市街地の創造に向けた活動の起点であり、さらには、子供たちにとって、郷土を大切に思う気持ちを育む場となり、未来につながっていく情景と考えております。

今回の受賞は、このように多くの方々の参加と協力によるものと考えており、この紙面をお借りして心から厚く感謝申し上げます。ありがとうございました。

## 所得税・消費税 確定申告のご案内

今年の申告期間は所得税で3月15日（火）、消費税が3月31日（木）までとなっています。納税者の皆様の利便を図るため、宮津税務署・納税協会宮津支部と協力しながら、無料個別相談を下記日程で実施いたしますのでご利用下さい。

【所得税宮津地区個別相談会】

| 日        | 時         | 場 所     | 相 談 員         |
|----------|-----------|---------|---------------|
| 2月22日(火) | 9時30分～16時 | 宮津商工会議所 | 税理士及び当所経営支援員等 |
| 3月 2日(水) | 9時30分～16時 | 宮津商工会議所 | 税理士及び当所経営支援員等 |

【所得税地区別個別相談会】

| 日        | 時          | 場 所     | 相 談 員    |
|----------|------------|---------|----------|
| 2月24日(木) | 9時30分～15時  | 府中地区公民館 | 当所経営支援員等 |
| 2月25日(金) | 9時30分～ 正午  | 吉津地区公民館 | 当所経営支援員等 |
| 2月25日(金) | 14時～16時30分 | 養老地区公民館 | 当所経営支援員等 |
| 2月28日(月) | 9時30分～15時  | 栗田地区公民館 | 当所経営支援員等 |

【納税協会個人部会宮津分会会員対象個別相談会】

|     | 日        | 時      | 場 所     | 相 談 員         |
|-----|----------|--------|---------|---------------|
| 所得税 | 3月 4日(金) | 9時～15時 | 宮津商工会議所 | 税理士及び当所経営支援員等 |
| 消費税 | 3月25日(金) | 9時～15時 | 宮津商工会議所 | 税理士及び当所経営支援員等 |

ご相談に来られる際、必ずお持ちください

○所得税相談の方

＊平成21年分の申告書・決算書の控え  
＊帳簿類  
＊添付書類（国民年金・生命保険・損害保険等の証明書、年金・給与の源泉徴収票など）  
＊印鑑

○消費税相談の方

＊平成21年分の消費税確定申告書・付表・所得税決算書の控え  
＊平成22年分の所得税決算書の控え  
＊帳簿類（本則課税の方）  
＊印鑑

## 食・農・漁・連携セミナー

6次産業化推進に向けて

～クラスター形成によって宮津の食ブランドを盛り上げよう！！～

昨今、農商工連携や食農連携、6次産業化など、地域の宝である「食」とおした地域活性化への取り組みが求められております。

こうした「食」とおした地域活性化に取り組むには、生産から小売・フード関連業種に対する知識、地域文化や歴史に対する認識等幅の広い視野を有した戦略的コーディネートが求められ、先ずは6次産業化推進に向けた人材の育成が急務と考えております。

地域ポテンシャルを高めるためにご参加いただき、出来るところから始めてみませんか。

【日 時】 平成23年2月17日(木) 午後1時30分～3時

【場 所】 宮津商工会議所

【講 師】 兵庫県食料産業クラスター推進委員 佐伯秀郎氏

(ヤエガキフード&システム株式会社 専務取締役)

【テーマ】 「地域資源を活用した商品開発と事例」

【参加費】 無 料

【対象者】 ＊食とおして地域活性化に関わっていく方

＊農・漁業者、食品製造業者、流通・販売業者、地方自治体関係者の方

◇宮津商工会議所（電話22-5131）までお申し込み下さい。



# 新春経済講演会が開催されました

平成23年1月19日に講師として元国税庁長官 大武健一郎氏を招いて開催されました。  
共催として京都北都信用金庫を始め多くの団体様にお世話になり開催し、当日は大雪の足元の悪い中160名を超える参加をいただきました。  
以下概要を掻い摘んでお知らせいたします。



【講演概要】

I 日本で起きていること

- ※現在NPO活動でベトナムにおいて日本語と簿記の普及に、また中国では大学教授として月2回はアジアをまわっている。
- ※最近日本の経済が悪いという話を良く聞くと、アジアからみた日本はすばらしい国である。NHKの「おしん」の世界である。
- 今の世代の方々がもう一度自分の足で自立して歩けば必ず良くなる。
- ※子供達を過保護にせず是非世界を旅させて欲しい、見ておくことが大切である。
- ※ベトナムで日本の言葉が沢山ある中で、「10年先を見るなら木を植えろ、100年先を見るなら人を育てろ」といった言葉があるが、これは実は日本の大隈重信が教えた言葉であり、意外と日本人が知らない。
- ※14世紀の日本は海運国で海を越えてアジア、特にベトナムに定住し多くの日本人墓地が存在している。今の日本は小さくなった。是非子供には旅をさせ、視野を広げさせて欲しい。

II 日本経済を救う税金の話

- ※4人に1人が75歳以上の超高齢化社会を迎える、介護の環境を考える場合外国人に頼らざるを得ない。レベルの高いベトナム人に育てるため日本語と簿記の普及に努めている。
- ※日本の人口が減少する中、経済も縮小していく。  
アジアをもっと取り込んでいけば日本は元気になる。外国からみた日本人は、勤勉でものづくりにたけており、正直である故信頼がある。
- ※不老長寿で元気なうちは社会に貢献することが重要であり、国に（制度に）頼りすぎ。現在は寿命が延びて年齢の8掛け（90歳かける80％で72歳）で現役である。
- ※年金制度の欠陥は少子化でなく年金支給開始が早いのと平均寿命が延びたため、これらに手を付けないと財政悪化につながる。
- ※平均寿命が延びたことで相続税制度に影響する。子供が高齢化してからでは社会全体に循環しなくなり、また事業承継にも影響をあたえたため廃止を提言した経緯があり、代案として生前贈与が導入された。



## 商工会議所が運営する退職金制度をご存知ですか？

宮津商工会議所では、会員事業者向けの退職金制度『特定退職金共済』の運営を行っております。現在、4月からの新規・増口受付を行っておりますので、ご検討いただき是非ご加入下さいませようお願い申し上げます。  
尚、次回は平成23年8月募集となります。

●特定退職金共済のメリット

- ・この制度は、所得税法施行令第73条に定める『特定退職金共済制度』として、国の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金又は必要経費に計上できます。しかも従業員の給与になりません。  
(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)
- ・退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
- ・「建設業経営事項審査」の加点評価項目の対象です。

●掛 金

- ・従業員一人につき、月額1口1,000円で最高30口まで加入できます。
- ・お申出により30口を限度として加入口数を増加されることがあります。
- ・掛金は全額事業主負担です。

●ご加入時の注意点

- ・事業主、役員（使用人兼務役員は除く）もしくは事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。

●支払い方法 退職金は、直接、従業員本人口座へ振込みとなります。

●締め切り 平成23年3月4日(金)までにお申し込み下さい。



お問い合わせ・お申し込み

宮津商工会議所 TEL 0772-22-5131

## 鳥取豊岡宮津自動車道・宮津与謝道路の供用開始に伴う道路標識 案内標識の設置及び見直しについて

宮津与謝道路の供用開始がこの3月と迫ってきました。供用開始されますと車の流れが大きく変わることであり、高速道路はもとより、国道等に設置されます道路標識 案内標識は、当地にお見えになるお客さまに分かりやすく、また、お客さまの目的とする観光地等へより分かりやすく案内できる案内標識でなければならないと考え、関係団体と京都府丹後土木事務所、京都府道路公社のご協力を得て協議を重ねてきました。  
その結果、案内標識の設置、変更がなされることになりましたので、以下の主だった案内標識を紹介させていただきます。  
なお、まだ案であり多少の内容変更となる場合がありますので、ご理解ください。

- ①与謝天橋立ICを降りた 国道176号交差点 ○道路公社施工
- ②杉末地内 国道176号と府道2号交差点 ○丹後土木事務所施工
- ③舞鶴大江ICから宮津天橋立IC間の案内標識 ○道路公社施工



## 小規模企業共済制度のご案内

当制度は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営する共済制度で、宮津商工会議所は委託団体の一つとして取り扱っております。小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、「経営者の退職金制度」といえるものです。



○制度の特色

1. 掛金は全額所得控除

- ・毎月の掛金は1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選べ、加入後に増・減額でき（減額は一定の要件が必要）、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。又、掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得金額から控除できます（1年以内の前納掛金も同様に控除できます）。

2. 加入資格

- ・製造業、建設業、運輸業、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主又は会社の役員
- ・商業（卸売業・小売業）又はサービス業を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主又は会社の役員
- ・事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員や常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合及び農事組合法人の役員
- ・常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人の士業法人の社員
- ・**小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）**  
\*共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で、次の①②をともに満たす方となります。  
①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」  
②「事業の執行に対する報酬を受けている」

3. 共済金の受取り

- ・共済金の受取りは、一括受取り、分割受取り、又は『一括受取りと分割受取り』の併用が選択できます。（分割受取りの場合は死亡によるものを除く）
- ・共済金は税法上、一括受取り共済金については退職所得、分割受取り共済金については公的年金などの雑所得として取扱われます。
- ・共済金の受取りは、共済事由等によって受取り額が変わります。

※本制度のお問合せ・お申込は当所（電話22-5131）までご連絡下さい。



## 「しらかべのみち」道しるべ碑の除幕式が開催されました

宮津商工会議所青年部が中心となり進めてきた（主体：宮津キャッスルハッスル実行委員会）「しらかべのみち」の道しるべ碑が完成し、この度、除幕式が挙行されました。

当日はあいにくの天候でしたが、来賓、関係者に加え、城壁が復元された通りの名称を「しらかべのみち」と名付けた宮津小学校6年井上実咲さんにもご参加いただき、道しるべ碑の完成を祝いました。

除幕式では、井上さんから「笑顔の溢れる宮津になってほしい」というふるさとへの思いを聞き、実行委員会、関係者一同、次世代に宮津の歴史文化を繋ぐという役割の大きさを再確認しました。

今後は、さらに「しらかべのみち」をはじめ周辺地域の活用を進め、宮津の賑わい創出を行っていきたいと思います。市民の皆様にも引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

